

北海道営住宅水質検査等業務実施要領

この要領は、総合振興局長若しくは振興局長(以下「総合振興局長等」という。)又は指定管理者が、道営住宅に設置されている専用水道及び簡易専用水道施設等の飲料水の衛生状態を良好に維持するに当たり、法律等の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、業務の実施に当たっては、設置者である総合振興局長等が必要に応じて関係検査機関と協議を行うこと。

記

1 対象施設

この要領において対象とする施設は、道営住宅に設置されている次に掲げるものとする。

- (1) 水道法第3条第6項に基づく専用水道
- (2) 水道法第3条第7項に基づく簡易専用水道
- (3) 水道法第14条第5項に規定する貯水槽水道のうち、貯水槽の容量が10立方メートル以下のもの(以下「小規模貯水槽水道」という。)

2 水質検査等の実施

水質検査等の実施については次のとおりとする。

(1) 専用水道

- ① 水道の管理について施工上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置くこと。
- ② 水道法施行規則第15条第1項第1号イの日例検査は、色、濁り、消毒の残留効果について1日1回以上検査すること。
- ③ 水道法施行規則第15条第1項第1号ロの月例検査は、別紙1の項目について検査すること。
- ④ 検査方法は、厚生労働省令で定める方法(水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号))とする。
- ⑤ 水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を、水道法令に定める要件に該当するものに委託することができる。
- ⑥ 水質検査の記録は、検査を行った日から起算して5年間保存すること。
- ⑦ その他関係法令に従い、適切に管理すること。

(2) 簡易専用水道

- ① 水道法第34条の2第2項の規定に基づく定期検査を受けること。
- ② 定期検査は年1回以上とする。
- ③ 検査項目は別紙2による。
- ④ その他検査に関し、検査機関の指導及び指示に従うこと。

(3) 小規模貯水槽水道

- ① 簡易専用水道に準じて定期検査を受けるか、又は水質検査を行うこと。
- ② 水質検査による場合は年1回以上とする。
- ③ 水質検査は、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼すること。
- ④ 水質検査の項目は別紙3による。

3 その他

- (1) 検査結果について、数値等に支障があった場合は速やかに総合振興局長等へ報告すること。
- (2) 作業は、安全に十分配慮するとともに、附属設備等に損傷のないように留意して行うこと。

附 則

この要領は、平成22年7月27日から適用する。

水質基準項目(専用水道)

番号	項目	基準値	検査回数
1	一般細菌	100個/mL	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと	
3	ジェオスミン ※1	0.00001mg/L	
4	2-メチルイソボルネオール ※1	0.00001mg/L	
5	塩化物イオン	200mg/L	1回/3ヶ月
6	有機物(TOCの量)	3mg/L	
7	pH	5.8~8.6	
8	味	異常でないこと	
9	臭気	異常でないこと	
10	色度	5度	
11	濁度	2度	
12	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	
13	クロロ酢酸	0.02mg/L	
14	クロロホルム	0.06mg/L	
15	ジクロロ酢酸	0.04mg/L	
16	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	
17	総トリハロメタン	0.1mg/L	
18	トリクロロ酢酸	0.2mg/L	
19	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	
20	ブロモホルム	0.09mg/L	
21	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	
22	塩素酸	0.6mg/L	1回/3ヶ月
23	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	
24	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L	
25	臭素酸 ※2	0.01mg/L	
26	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	
27	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	
28	セレン及びその化合物	0.01mg/L	
29	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	
30	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	
31	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	

※過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合
→1回/年

※過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下の場合
→1回/3年

番号	項目	基準値	検査回数
32	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	1回/3ヶ月 ※過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合→1回/年 ※過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下の場合→1回/3年
33	カルシウム、マグネシウム等	300mg/L	
34	蒸発残留物	500mg/L	
35	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	
36	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	
37	フェノール類	0.005mg/L	
38	鉛及びその化合物	0.01mg/L	
39	六価クロム化合物	0.05mg/L	
40	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L	
41	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	
42	鉄及びその化合物	0.3mg/L	
43	銅及びその化合物	1.0mg/L	
44	四塩化炭素	0.002mg/L	
45	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	
46	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	
47	ジクロロメタン	0.02mg/L	
48	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	
49	トリクロロエチレン	0.03mg/L	
50	ベンゼン	0.01mg/L	

- ※1 藻類の発生が少ないことが明らかな期間を除く
- ※2 オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない
- ※ 検査項目3、4、24から50までに掲げる事項に関する検査について、当該事項についての過去の検査結果が基準値の二分の一を超えたことがない場合は省略することができる。

水質基準項目（簡易専用水道）

1 簡易専用水道に係る施設及び管理の状態に関する検査

番号	検査事項	判定基準
1	水槽周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
2	水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部の固定され、防水密閉されていること。
3	水槽上部の状態 (2に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
4	水槽内部の状態 (2に掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
5	水槽のマンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
6	水槽のオーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
7	水槽の通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
8	水槽の水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 四の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間三センチメートルを超えない程度にあること。 九の項に係る検査については、別表第二に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。 	

2 給水栓における水質の検査

番号	検査事項	判定基準
1	臭気	異常な臭気が認められないこと。
2	味	異常な味が認められないこと。
3	色	異常な色が認められないこと。
4	色度	五度以下であること。
5	濁度	二度以下であること。
6	残留塩素	検出されること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 一の項から六の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。 一の項、二の項、四の項及び五の項に係る検査については、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 三の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器（約二百ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 六の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。 	

3 書類の整理等に関する検査

番号	検査事項	判定基準
1	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。 	

水質基準項目(小規模貯水槽水道)

番号	項目	基準値
1	一般細菌	100個/mL以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
4	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
5	有機物(TOCの量)	3mg/L以下であること。
6	pH	5.8~8.6以下であること。
7	味	異常でないこと。
8	臭気	異常でないこと。
9	色度	5度以下であること。
10	濁度	2度以下であること。